【書類名】特許請求の範囲
【請求項１】
大腿骨の骨折を治すために、遠位骨片の内部に挿入する第１の髄内釘部材と、前記第１の髄内釘部材を前記遠位骨片に固定する遠位骨片用固定部材と、近位骨片の内部に挿入する第２の髄内釘部材と、を補助して位置を固定する髄内釘用補助器具であって、
前記第１の髄内釘部材は、該第１の髄内釘部材の一端が前記近位骨片から出ている状態で、前記近位骨片を貫通して、該第１の髄内釘部材の他端を前記遠位骨片の内部に挿入して、前記遠位骨片用固定部材で前記遠位骨片に固定され、
前記第２の髄内釘部材は、該第２の髄内釘部材の一端が前記遠位骨片から出ている状態で、前記遠位骨片を貫通して、該第２の髄内釘部材の他端を前記近位骨片の内部に挿入して保持され、
前記第１の髄内釘部材の一端に取り付ける取付部と、
術中に前記第１の髄内釘部材に対して近い距離を保って離れずに配置されるように、略９０度に曲げられる曲げ部と、
前記遠位骨片の内部に挿入する挿入部と
を有し、
前記取付部と前記曲げ部と前記挿入部とが一枚の細長の略平板形状であり、
術中に、前記挿入部は、前記近位骨片を貫通して、前記第１の髄内釘部材と前記遠位骨片の内面との間に配置される、
ことを特徴とする髄内釘用補助器具。
【請求項２】
大腿骨の骨折を治すために、遠位骨片の内部に挿入する第１の髄内釘部材と、前記第１の髄内釘部材を前記遠位骨片に固定する遠位骨片用固定部材と、近位骨片の内部に挿入する第２の髄内釘部材と、を補助して位置を固定する髄内釘用補助器具であって、
前記第１の髄内釘部材は、該第１の髄内釘部材の一端が前記近位骨片から出ている状態で、前記近位骨片を貫通して、該第１の髄内釘部材の他端を前記遠位骨片の内部に挿入して、前記遠位骨片用固定部材で前記遠位骨片に固定され、
前記第２の髄内釘部材は、該第２の髄内釘部材の一端が前記遠位骨片から出ている状態で、前記遠位骨片を貫通して、該第２の髄内釘部材の他端を前記近位骨片の内部に挿入して保持され、
術中に前記第１の髄内釘部材に対して近い距離を保って離れずに配置されるように、前記遠位骨片の内部に挿入する挿入部を有し、
前記挿入部は、一枚の細長の略平板形状であり、術中に前記近位骨片を貫通して、前記第１の髄内釘部材と前記遠位骨片の内面との間に配置される、
ことを特徴とする髄内釘用補助器具。
【請求項３】
長さ２００ｍｍから３５０ｍｍの間のいずれか、幅３ｍｍから３０ｍｍの間のいずれか、厚さ１ｍｍから１０ｍｍの間のいずれかである、
ことを特徴とする、請求項１または請求項２に記載の髄内釘用補助器具。
【請求項４】
請求項１乃至請求項３のいずれか一項に記載の髄内釘用補助器具と、前記第１の髄内釘部材と前記遠位骨片用固定部材と前記第２の髄内釘部材とを有する、ことを特徴とする髄内釘。